

障発第0701003号
平成20年7月1日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課長

「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」の一部
改正について

最低賃金法の一部を改正する法律（平成19年法律第129号）が平成19年12月5日に公布され、これに伴い、最低賃金法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成20年政令第151号）及び最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第101号）が本年4月25日をもって公布され、それぞれ、本年7月1日より施行されます。

今般の法律改正等により、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年10月2日障発第1002003号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正しますので、御了知いただきますようお願いいたします。

新	旧
<p data-bbox="853 236 1099 261">障 障 発 第 1002003号</p> <p data-bbox="853 288 1099 314">平 成 18年 10月 2日</p> <p data-bbox="730 341 1099 367"><u>一部改正</u> <u>障 障 発 第 0701003号</u></p> <p data-bbox="853 394 1099 419"><u>平 成 20年 7月 1日</u></p> <p data-bbox="170 539 640 564">各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p data-bbox="640 691 1066 764">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長</p> <p data-bbox="297 890 965 916">就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について</p> <p data-bbox="188 1042 826 1067">日頃から障害保健福祉行政の実施にあたり感謝申し上げます。</p> <p data-bbox="159 1094 1099 1318">さて、<u>平成18年</u>10月1日からの障害者自立支援法(以下「法」という。)の本格施行に伴い、就労継続支援事業を含む新事業体系への移行が始まったところですが、このうち就労継続支援事業については、A型(雇用有及び雇用無)及びB型、さらにはこれらの事業の組み合わせによる多機能型と、その種別が多岐に亘ることから、下記により、就労継続支援事業利用者の労働者性の適正な確保について、遺漏無きようお願い計らい願います。</p>	<p data-bbox="1832 236 2078 261">障 障 発 第 1002003号</p> <p data-bbox="1832 288 2078 314">平 成 18年 10月 2日</p> <p data-bbox="1155 539 1626 564">各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿</p> <p data-bbox="1619 691 2045 764">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長</p> <p data-bbox="1279 890 1946 916">就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について</p> <p data-bbox="1171 1042 1809 1067">日頃から障害保健福祉行政の実施にあたり感謝申し上げます。</p> <p data-bbox="1144 1094 2085 1318">さて、10月1日からの障害者自立支援法(以下「法」という。)の本格施行に伴い、就労継続支援事業を含む新事業体系への移行が始まったところですが、このうち就労継続支援事業については、A型(雇用有及び雇用無)及びB型、さらにはこれらの事業の組み合わせによる多機能型と、その種別が多岐に亘ることから、下記により、就労継続支援事業利用者の労働者性の適正な確保について、遺漏無きようお願い計らい願います。</p>

記

1 就労継続支援事業利用者に関する留意事項

就労継続支援事業を利用するにあたり、各事業の利用者に対して、次の点に留意されたいこと。

(1)A型利用者(雇用有)

ア A型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。

イ 雇用労働者に最低賃金の減額の特例を行う場合は、所定の様式に、別途通知する添付様式を活用すること。

(2)～(3) 略

2～4 略

記

1 就労継続支援事業利用者に関する留意事項

就労継続支援事業を利用するにあたり、各事業の利用者に対して、次の点に留意されたいこと。

(1)A型利用者(雇用有)

ア A型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。

イ 雇用労働者に最低賃金の適用除外を行う場合は、所定の様式に、別途通知する添付様式を活用すること。

(2)～(3) 略

2～4 略